

第26回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成24年3月16日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 花澤 信一

2番 鈴木 俊郎

3番 平戸 正己

5番 葛田 秀治

6番 武内 章一

7番 小川 良夫

8番 長谷川 良二

10番 伊井 勝實

11番 鳥海 夫男

12番 鈴木 弥須雄

13番 遠山 修

14番 鶴岡 公一

15番 葛田 吉弥

17番 御園 豊

18番 藤井 幸光

19番 榎本 雅司

20番 勝畑 孟志

21番 飯塚 健史

22番 渡辺 喜一

23番 前橋 勇

24番 川島 三夫

25番 高橋 一夫

26番 川名 康夫

27番 石井 清治

5 欠席委員 2名

4番 古川 晃市

16番 石井 文夫

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長

佐久間主幹

鈴木主査

◎開 会

平成24年3月16日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第26回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、古川晃市委員、16番、石井文夫委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

26番、川名康夫委員、27番、石井清治委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、ご説明申し上げます。

議案第1号の1についてご説明申し上げます。本件は、久保田在住の方が経営移譲のための同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在地、権利関係等は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況については、議案資料に添付してございますので、省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営を移譲するための同一世帯内での贈与ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略して、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案第1号の2につきましては、農業経営拡大のための取得でございます。現地につきましては耕

作されておりました。会議資料4ページをお開きいただきたいと思います。こちらに今回権利を受け
る方の経営状況のほうに記載されております。農地法の第3条の許可基準であります全部効率要件に
つきましては、耕作していない土地がございますが、市街化区域内で別の事業に供している土地や腰
のほうまで埋まってしまい、耕作に向かない田んぼがある土地等とのことでございます。そのほか、
機械につきましてはトラクター、その他農機具につきましては委託して耕作のほうをしておるとのこ
とでございます。常時従事要件につきましては問題ありません。下限面積要件につきましても50ア
ール要件を満たしております。地域との調和要件におきましても、現地は畑となっており、これまでど
おり畑として使うとのことでございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を
求めます。

13番、遠山修委員、お願いします。

○13番（遠山 修君） 3月の11日午後2時に申請地ですか、ここで権利者の所在地を管轄します花澤
委員と2人で現地を確認してまいりました。

現地は、ゴルフ場入り口から、そのゴルフ場入り口は上り坂になっているのですが、入り口から約
250メートルぐらい上ったところの左側に、旧道になりますけれども、約3メートルの道がありまし
て、これは舗装されております。そこを300メートルぐらい、東京湾カントリーのゴルフ場のコース
のちょうど境目あたりのところに入っていきまして、そういった地点があるのですけれども、300メ
ートルぐらい入ったところの右側の農地でございまして、これはきれいに耕作されまして、周りも畑
でございまして、申請には何ら問題のないところではないかと2人で判断したところでございます。

皆さんどうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 次に、権利者住所地農業委員の花澤委員、何かございますか。

○1番（花澤信一君） 今遠山委員のおっしゃったとおりで、特に問題はありますが、今回申請地の
隣というか、近くにやはり自分の耕作しているところであるということで、近くなので、そちらのほ
うを求めたということです。特に問題ないものと判断いたしました。ご審議のほうをよろしくお願
いします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） ちょっと〇〇さんの申告書ですけれども、大分省略してあるような気がするの
ですけれども、畑が3町6反あるのに農機具の保有台数が何も書いてない。申告書をもう少し丁寧に
記載したほうがよろしいのではないかと思うのですけれども、少なくともトラクターがあると思うの

ですけれども、トラクターがなくて、耕運機1台でよく耕作できるなというのが。委託ですか。

○事務局（鈴木良宏君） 委託耕作です。

○23番（前橋 勇君） 委託ですね、わかりました。

○議長（勝畑孟志君） 小川委員。

○7番（小川良夫君） 7番、小川ですけれども、今前橋さんがおっしゃいましたけれども、全部委託耕作で、自分ではひとつも耕作していない。それで経営拡大という目的、こういうのというのはどこか矛盾していないかどうか。その辺は全然問題ないですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、その辺説明願います。

○事務局（鈴木良宏君） 耕作等の機械については、借りたり、委託したりして行っているということですが、一応従事の件に関しましては、みずからの畑に出ておりますし、それぞれ畑に出ておりますし、ちょっと農家台帳のほうに記載はないのですが、息子さんもう一人、市原の方がおられるということだったのですが、その方も手伝いに来てやっていると伺っております。

以上でございます。

○7番（小川良夫君） そうではなくて、それはそれでいいでしょうけれども、参考までに伺っているのです。こういうのに販売を目的としない、それでこんな労働日数があつて、全部自給用に使っているのですか。それで経営拡大というのは、そういうのが認められるということですか。それだけ教えてもらえればいいです。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 出荷と自給かというようなことで、そこまではちょっと確認しておりませんので。

○7番（小川良夫君） はた目で見ると、これはもうあくまでも不動産として農地を取得するというような形に見えてしまう。これでも経営拡大で、取得した農地を財産として持っているふうな、これは全然売るためにはやっていないのです。それでも経営拡大の一つだということを認められているかどうか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 収益まではちょっと確認できておりませんので、その辺。

○7番（小川良夫君） そういうのが認められるかどうか。問題ない。

○事務局（鈴木良宏君） 許可条件のほうは満たしておりますので、申請のほうは受けさせていただいております。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定しました。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、収穫、出荷に便利であることから農業経営の拡大のために取得したいとのことです。場所は、奈良輪字榎戸です。3月13日事務局にて現地を確認いたしましたところ、草刈りをしている様子は見られましたが、耕作に至るにはまだ時間を要する状態でした。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、市街化区域内であることから宅地として使用している土地とのことです。機械の保有については、申告では農用車のみとなっておりますが、トラクター、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しており、もみすり等については委託しているとのことです。常時従事要件につきましては、申告では世帯3人で90日となっておりますが、520日程度は作業をしているとのことで、機械の保有や従事日数については今後きちんと整理して申告するよう指導いたしました。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、畑として利用し、野菜類、カボチャや小松菜等を耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、藤井幸光委員、お願いします。

○18番（藤井幸光君） 議案第1号の3、農地法3条の申請です。今事務局が申し上げましたとおり奈良輪榎戸887、位置図は総会資料5ページのナンバー3、登記地目は、現状は畑というふうになっておりますが、現状は耕作放棄地でありまして、相当木、草が繁茂しております。3月14日午前9時に〇〇〇相続財産管理人の代理の〇〇土地開発の〇〇〇氏と権利者、〇〇〇〇氏、そして農業委員の花澤信一さんと私と4名で説明を受けました。説明によりまして、〇〇〇〇氏が現状をきれいに整理改善して、畑として農業経営を拡大していくということでございます。〇〇氏は、私どもの申し入れに対して非常に協力的であり、今後については不安要素は少ないと思います。この状況をかながみましてよろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 次に、権利者住所地の農業委員の花澤委員、何かございましたら。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。今藤井委員のほうからお話があったとおり同時刻に立ち会

いまして、〇〇〇〇さんは〇〇さんと親戚に当たる人です。当日もみずから木とかそういうのが荒れているところを、機械を持ち込んで毎日やっているということで、今整地しているということです。荒れた土地を。大分本人もやる気が見受けられますので、問題ないと考えられますので、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。参考までなのですが、〇〇〇〇さんは飯富にも農地を取得していまして、ここについては、家業は大工さんだと思いますが、田を耕作して、きれいにつくっています。したがって、かなり農業に時間を割いていると思います。これは参考までです。飯富のほうは米を植えて、きれいになっています。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、当該土地を取得しての農業経営の拡大であります。場所は、神納字大窪及び神納字今井台です。現地を確認しましたところ耕作されておりました。

会議資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、市街化区域内の土地については宅地や駐車場として利用されておりますが、その他の土地については耕作等されております。機械については、トラクター、耕運機を借用し、作業については農機具も含めて委託し、手伝いも依頼しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で65日、手伝いの方が100日とのことです。下限面積要件につきましては、営農面積は3,698平方メートルで、今回の申請面積6,048平方メートルを加えると9,743平方メートルとなることから50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺は畑であり、取得後も畑として利用し、大根や落花生を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いします。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。ちょっと日にちが定かでなくて大変失礼します。現地の確認をいたしました、花澤委員とともに。畑のほうは、案内図7ページ、8ページごらんいただきたいと思います。7ページの細長く印してございます。これは字オオクボミというところでございます。オオクボミというところは、読んで字のごとく大雨降ると湖になってしまいます。ちょっと場所的にはすごく、真ん中にちょっとうちができてしまって、碎石を入れられているうちができてしまって、余計水のはげが悪くなって。うちの畑もそこにあるのですけれども、数年前に落花生を栽培していて本当大変な目に、かなり長い間水がたまって、そういう状態のところですよ。ですから、その辺をご理解、その人たちが理解しているか、していないかは別としまして、土壌は大変いい土壌ですよ。黒地、黒土で、大根も、野菜なんかかなりいいものができます。

7ページのほうは既に耕作はされていたのですけれども、8ページの4ー5、これ今井台の土地です。場所的に土手の上で、北側に木が生えて、南側はあいていて、これちょっと雑草がありますけれども、あの程度の雑草はトラクター入れればたちまちいい畑になります。ここもちょっと手を入れたらかなりいい畑になるのではないかなと私思いますので、その辺を加味しながらこの人も買うのではないかなと思うのですが、その辺よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 次に、権利者住所地の農業委員、花澤委員、何かございましたら。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。ただいま飯塚委員がありましたとおり3月11日の10時に3者で立ち会いまして、現地確認を行いました。今飯塚委員からもお話があったのですが、8ページの今井台の土地なのですが、以前の作付者が亡くなりまして、それからずっと放置されていたのですが、私、ここの前を毎日のように通るのですが、暴風ネットとか、足場台とかいろいろあったのですが、きれいに片づけて、トラクターでうなってありまして、きれいな土地に、畑としていつでも使える状態に復旧されておりました。

あと、7ページのほうは周りが全部大根畑になっておりまして、草のほうもそういう状態で、いつでも耕作できるような状態でありました。

特に問題ないと思いますので、ご審議のほうよろしく願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5を議題としますが、議案第1号の5ないし議案第1号の6については関連がありますので、議案第1号の5ないし議案第1号の6について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の5ないし6についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、農地の交換です。議案第1号の5の申請地である下新田字細町〇〇番〇の土地については、議案第1号の5における権利者所有の農地の間に位置しております。今回交換により議案第1号の5権利者において、みずからの所有する農地とあわせて一体利用を図りたいとしたもので、義務者がこれを承諾し、議案第1号の6に係る〇〇番一〇の農地と交換することで農地の集積に協力するものです。現地を確認いたしましたところ、それぞれ耕作されておりました。

会議資料11ページと13ページをごらんください。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第1号の5及び議案第1号の6権利者ともに遊休農地はありません。農機具については、議案第1号の5権利者について、耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しているとのこと。議案第1号の6権利者については問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、議案第1号の5権利者については、申告では世帯で120日となっておりますが、200日は従事しているとのこと。議案第1号の5権利者には農機具、従事日数など整理して申告するよう指導しております。議案第1号の6権利者については、世帯で580日です。下限耕作面積要件につきましては、議案第1号の5権利者がわずかに50アールを満たしておりませんが、隣接する農地を交換して取得し、一体利用するための交換であり、問題ないと考えております。議案第1号の6権利者につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、それぞれ地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川です。昨日、13日の日に〇〇さんと〇〇さんに立ち会っていただきまして現地を見てまいりました。〇〇さんのほうは交換分が、少し坪数が違います。平米数が違いますけれども、お互いに交換をするということで事務局のほうからお話がございましたが、〇〇さんのほうはただ自分の田とつながるために取りかえたいということでございまして、あと〇〇さんの

ほうにしては、そこを埋め立てしてありまして、そこを物置がわりに建物を建てて、将来利用したいということでした。そういうことですので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の5ないし議案第1号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5ないし議案第1号の6については許可と決定します。

次に、議案第1号の7を議題としますが、議案第1号の7ないし議案第1号の8については関連がありますので、議案第1号の7ないし議案第1号の8について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の7ないし8についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、農地の交換です。議案第1号の7の申請地である上泉字東萩原〇〇〇番〇〇の土地については、議案第1号の7の権利者住所地及び所有農地に隣接しています。今回交換により議案第1号の7の権利者において、みずから所有する農地と合わせて耕作しやすいようにしたいとのことで、義務者がこれを承諾して、農地の集積に協力するもので、議案第1号の8にかかわる〇〇〇〇番〇〇の農地と交換するものです。議案第1号の8の権利者についても農地を交換することでみずからの農地が自宅に近くなり、管理しやすくなるとのことです。

現地を確認いたしましたところ、上泉字東萩原〇〇〇〇番の〇については耕作されておりました。〇〇〇〇番〇〇につきましては、管理されているように見受けられました。

会議資料15ページと17ページをごらんください。申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第1号の7の権利者については遊休農地はありません。議案第1号の8の権利者については、耕作していない田がありますが、水が冷たく、耕作に向かないため管理しているとのことです。農機具については、議案第1号の7の権利者についてはトラクター、農用車、議案第1号の8の権利者については、トラクター、耕運機、農用車を所有しており、それぞれ畑作をされている方で、問題ないと考えております。農作業常時従事要件につきましては、議案第1号の7の権利者については、申告では世帯で320日、議案第1号8の権利者については世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、ともに50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、それぞれ地域の農地利用調整に協力し、

農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、平戸正己委員、お願いします。

○3番（平戸正己君） 3番の平戸です。15日の午後〇〇さんと〇〇さん、両人が立ち会って説明を受けました。まず、場所については、資料の14、16、上泉の東萩原に行って、出光研究所のところでございます。あそこは全部畑のところでございます。まず1つとして、お互いに自宅から耕作地が近くなる。そしてもう一つは、同じ面積であると。それから3つ目は、農地としてお互いに耕作しておるということで、両人とも喜んでおりました。そういうことでひとつご審議いただきます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の7ないし議案第1号の8について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7ないし議案第1号の8については許可と決定します。

次に、議案第1号の9について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の9についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は自作地にも近く、耕作に便利であることから取得し、農業経営の拡大をしたいとのことです。場所は、上泉字西萩原です。3月13日に現地を確認いたしましたところ、耕作を開始するにはまだ時間を要するものと思われまます。

会議資料19ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。機械の保有については、耕運機、田植機、農用車、トラクターを所有しており、稲刈りは委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で260日です。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求め

ます。

3番、平戸正己委員、お願いします。

○3番（平戸正己君） 3番、平戸です。きょう、朝9時半ごろですか、現地で説明を受けた。代理人の〇〇さんからでございます。まず、現地については資料の18ページでございますけれども、実際のところは上泉に土地がございますけれども、下泉の台地でございます。ここの畑のところでございます。ちょうど上泉と下泉の境界のところでございます。まず、譲受人、〇〇さんについては田畑が7反4畝くらいございますけれども、農機具もそろっておるということで、経営規模拡大ということが要件でございます。そしてまた、譲り渡し人の〇〇さんは平成7年に栃木県のほうへ相続でこの土地を持っていったということで、なかなか耕作はできませんということで、平成7年から現在まで耕作はしておりません。そういうことで若干荒れておるわけなのです。そういうことで原状を回復するには時間がかかる。今事務局が言ったとおり、けさ見たら草は刈ってありますけれども、若干木の小枝が出ておるということで、これを燃すにもなかなか近所が悪いということで燃せないし、間を見て燃しますよということで、まずそれを片づけてから耕うんをしてということでございます。そういうことで原状回復まではなかなか時間がかかりますから、それで予想でいいというわけにもいきませんので、再度確認をしたほうがいいではないかという考えでございます。そういうことでご審議願いたいと思います。

とりあえず1回、もう一度事務局のほうで確認できますか。それからまた、代理人のほうは必ずやりますよということでございますから、つくる本人が来ておりませんので、ただ代理人との話ですから、必ずやるという約束もできませんので、また確認をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 今平戸委員さんからも話がありましたようにうちのほうも現場を確認に行ったときに、倒した木の片づけがまだされていなかったので、今平戸委員さんおっしゃられたように、うちのほうで再度確認をし、今度新しく権利者となる方へも注意をして、確認がとれたときに許可書を出すというような形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 今ご説明のとおり、今回は採決は行わないで、継続審議ということで、来月、確認次第再度審議するというのでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、そのようにしたいと思いますので、事務局、よろしくをお願いします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、東京都の法人が久保田在住の所有者から農地を賃貸借によってコンビニエンスストアの土地に転用したいとする案件でございます。当該地につきましては、1月の総会でご審議をいただいた案件と同じ場所です。申請地について実測したところ、過去に許可を取得した面積を超えたことからその部分について申請があったものでございます。

総会資料の20ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通りと県道上高根・北袖線の交差点の手前に位置したところ です。土地の地番等は議案記載のとおりでございます。排水関係等特に懸念される問題はないものと思われ ます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、実測によって面積がふえた分の申請で、状況的に事務局の説明のとおりでありますので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定しました。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件は、代宿在住の個人が飯富在住の所有者である祖父から使用貸借によって農地を借り受けまして、農家分家住宅用地として転用したいとする案件でございます。

総会資料の22ページの位置図をごらんください。位置図の中央あたりに〇〇自治会館がございます。この西向かいに〇〇〇〇医院があります。この前面の道路を西に向かって一本目に交差するところを右折してすぐ左側の位置となります。農地区分としましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にありますので、第一種農地ではありますが、住宅申請に係る土地の周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しますので、許可をし得る案件に該当します。

なお、排水関係ですが、汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、既存の道路側溝へ排水されます。雨水につきましても道路側溝へ排水されます。その他特に懸念される問題等はないものと思われ ます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 代理人の方と14日の4時ごろですか、現場へ来ていただきまして、説明をいただきました。今佐久間さんのほうから大体説明してしまっているのですが、〇〇さんは家族が5人になりまして、非常に狭くなったと。それについておじいちゃんの〇〇〇〇〇〇さんの名義です。これは現況は畑ですが、地目は田んぼです。田んぼに埋めて、現況はきれいな畑というか、そんなような感じになっています。全部ではなく、その図面のとおりでございます。後ろのほうがやっぱりよその宅地なので、排水は前の用水路に落としたいと。それについてU字溝が上がってしまっていて、これは簡易側溝なりに埋めかえるということで、用水関係には余り問題ないかなと考えます。

許可のほうは、今佐久間さんが言われたのですが、農家分家で許可をもらいたいそうです。現地につきましては全部くいが入ってしまっていて、分筆も終わっているそうです。入り口は今申したとおりでございます。側溝を埋めかえて直すと。入り口を東側につけると。道路側につけると。

以上です。このような説明でございました。以上、終わります。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定しました。

◎議案第3号 平成23年度第11次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 平成23年度第11次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

平成23年度第11次農用地利用集積計画についてでございますが、今回の申請は、利用権の設定が8件で2万772平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件です。申請面積は20.56アール、10.28アールの合計30.84アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数は3件で、申請面積は59.16アール、1.42アール、1.09アールの合計61.67アール、株式会社〇〇〇〇ですが、申請面積は28.65アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で、申請面積は10.42アール、76.14アールの合計86.56アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 説明に入る前に若干お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、議案第4号及び第5号につきましては、農業委員会の事務が適正に実施されることを確保するための条件整備の一環として策定が義務づけられております。

内容につきましては、経済振興課の所管するものも含まれておりますので、経済振興課とも協議をいたしております。

内容の説明前なのですが、流れとしまして、本日内容をご審議いただき、許可された場合には4月1日の広報、ホームページを通じて公表します。その活動の点検・評価の案に対しまして、市内の農家さんから1カ月の間意見を求めます。その意見を踏まえまして、活動の点検・評価を策定して、再度5月の農業委員会でご審議をいただきます。それで可決されれば、そのものをホームページ等で公表いたします。この業務は去年も行われて、今後も継続されるということです。

それでは、内容についてご説明申しますが、項目等が多いので時間がかかることと、あと内容等一部省略させて説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案第4号 農業委員会の適正な事務実施に基づき、

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を策定したので農業委員会の承認を求めるところでございます。理由につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますので、内容に入らせていただきます。

1 ページからの内容になります。I、法令事務に関する点検でございますが、（1）から（5）まででございます。総会の開催日の周知状況、総会等が公開である旨の周知状況、（3）、総会等の議事録の作製、（4）、議事録の内容、（5）、議事録の閲覧等となっております。これらにつきましてはそれぞれ行っておるといようなことです。

次に、2 ページをお開きいただきたいと思っております。事務に関する点検、こちら年間の処理件数でございますが、39件でございます。次に、事実関係の確認、こちらにつきましては申請内容等確認し、申請地については現地確認等を行っております。総会等での審議でございますが、審査基準に適合するか否かの判断を区分ごとに実施をしております。申請者への審議結果の周知でございますが、こちら実績どおり39件を実施してございます。次に、審議結果等の公表でございますが、ホームページで議事録を公表しているところでございます。処理期間でございますけれども、標準処理期間を20日、実際の処理期間ですが、平均18日となっております。

次に、農地転用に関する事務でございますけれども、事実間の確認、こちらにつきましては、いわゆる農家台帳あるいは現地調査によりまして周辺農地への影響等について確認をしてございます。総会等での審議でございますけれども、許可基準の適合の可否について審議し、あるいは関係法令等の申請状況を把握してございます。審議結果等の公表につきまして、こちらホームページで議事録を公表している状況でございます。処理期間としましては、標準として21日、処理平均としまして、実績で17日となっております。

次に、3 ページに移らせていただきます。遊休農地に対する指導等でございますけれども、管内の要活用農家の面積及び筆数、面積が15ヘクタール、筆数については明確にはなっておりません。要活用農地への指導の件数及び改善状況でございますけれども、こちらは特に改善まで至っておりません。なお、指導を行わなかった要活用農地の面積及び筆数並びにその理由でございますけれども、要活用農地の計画的な解消方策の検討に時間を要したことから指導までに至らなかったということでございます。要活用農地のうち遊休農地の指導の開始に際し定めた、市町村長に対し特定遊休農地である旨の通知を行う期日が到来しているものの面積及び筆数並びに市町村長に対する要請の状況ですが、遊休農地担当部局との調整に時間を要しているということでございます。

次に、農業生産法人からの報告への対応でございますが、こちら昨年度は6法人で上がっていたかと思っておりますが、〇〇〇〇が報告の対象外ということで、全部で5法人になっております。うち報告提出生産法人が2、全法人督促を行ったわけですが、うち3法人についてはまだ提出されておられませんので、督促をしたところでございます。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思っております。促進等事務に関する評価でございますけれども、

現状といたしまして、農家数1,452戸、うち主業農家が232戸、農業生産法人5法人、認定農業者86経営となっております。課題でございますが、高齢化や後継者不足によって地域の農業を担う者が減少しておりまして、これらの実情に即して地域の担い手ですか、育成・確保を図っていく必要がございます。これまでの目標ですが、認定農業者95経営。それで目標及び実績ですけれども、認定農業者が2経営の目標に対し実績が7経営、累計で93経営となっております。次に、目標の達成に向けた活動ということで活動計画ですが、農家へ個別に制度説明を行う、活動実績についてもこちら行っておるところでございます。評価の案でございますが、適当であるということと、良好であるというふうになっているかと思われまます。

次に、5ページになりますが、担い手への農地の利用実績ですが、現状が、管内の農地面積3,007ヘクタール、これまでの集積面積184ヘクタール、集積率といたしまして6.82%。課題でございますが、農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、大型機械化に伴う経費負担の増加等が課題となっております。目標、これまでの集積面積ですが、184ヘクタール、目標が20ヘクタール、合計で204ヘクタールとなっております。次に、目標及び実績ですが、目標はただいま言った20ヘクタールで、実績が38ヘクタール、達成状況は190%、累計で222ヘクタールとなっております。次の目標達成に向けた活動でございますが、活動計画といたしまして、利用権設定の制度等の周知あるいは農地所有者等を対象とした意向調査の実施、利用集積に向けた掘り起こし、担い手への農地の利用集積のあっせん等々でございます。活動実績等につきましては、計画に対して当面実績どおり実施されております。評価の案でございますけれども、適当であると、良好であるということなのだと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。耕作放棄地の解消ですが、現状、管内の農地面積3,007ヘクタール、耕作放棄地の面積が414ヘクタール、耕作放棄地といたしまして13.67%。これまでの解消面積3ヘクタール、目標が5ヘクタールで、合計8ヘクタールですが、この目標に対する実績率が、目標5ヘクタール、実績3ヘクタール、達成状況が60%、累計で6ヘクタールとなっております。活動計画でございますけれども、農地パトロールあるいはリーフレット配布、農地所有者に対する指導、これ利用集積の推進等々でございます。活動実績でございますけれども、おおむね履行されております。評価の案といたしまして、目標は達成できなかったが、所有者等への周知が少しずつ進んでおります。活動に対する評価の案ですが、周知が少しずつであるが進展して、解消への理解が進みつつあると。今後も農家への周知を実施していくというようなことです。

次に、7ページになります。違反転用への適正な対応。違反転用の状況ですが、現状といたしまして28件、面積4.9ヘクタール、主な用途、残土捨て場10件、資材置き場8件。目標ですが、違反転用の発生を防止するため、農地パトロールの実施及び農業者等への周知を行ってまいります。次に、実績、こちら空欄になってしまっていますが、一応おおむね行ったということで追加等お願いいたします。次、活動計画、活動実績ですが、違反是正の指導及び文書による勧告あるいはリーフレットの配布、農地パトロールということで、これらに対しておおむね実施されております。評価の案ですが、

違反転用は早期発見・早期指導が重要であって、こちらが妥当なものと考えております。活動に対する評価の案ですけれども、指導等実施したものの、是正されないものがありますので、是正指導の強化をしてまいるといった評価になると思われまます。

次に、8ページをお願いいたします。農地パトロール、こちらにつきましては活動計画では、5地区に分けてそれぞれ行っていくということで、毎月1回事務局に実績報告ということの目標で、活動計画とありましたが、実施としてはおおむね履行されております。評価の案ですが、おおむね良好であるというふうになるかと思われまます。

次に、9ページになりますが、農地情報の整理と共有化、こちら農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画、こちらは農地の権利移動とか、転用等の状況について農家台帳システムの更新を行う、あるいは8月の所有農地及び耕作地に関する申告書、こちらによりまして農家台帳システムの情報更新を行うということ、あるいは耕作放棄地の状況について地図情報システムの情報更新を行うと、そういうことです。次に、活動実績ですが、こちらにつきましてもおおむね実施をされております。共有化に関する活動計画ですが、市関係部署における耕作放棄地情報について、GIS、こちら地図情報となっていますが、共有化を検討する。こちらにつきましては市内関係各課GISを使用しておりますので、共有はされております。評価の案ですが、良好である、良好であるというふうになるかと思われまます。

大急ぎで説明なのですけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

何かございますでしょうか。

5番、葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 3ページ、農業生産法人のくだりなのですけれども、たしか私の記憶だと管内には5法人ありますよと、前回の、前年というか、報告書を提出しなかった生産法人は3法人、これたしか前年も3法人あったと思うのです。ありましたよね。記憶で申しわけないのですけれども。たまたま一致するのかわからないけれども、同じ法人ではないですか、これは。一番下の生産法人の要件に欠くおそれがある、必要な措置をとるべき勧告した生産法人がゼロとなっています。これは出さなくても、ある種拘束力がなくて、だめもとで済んでしまってゼロになっている。ということは、農業委員会のそのものの権威がないというふうにとれるのです。数字が変わっていないということとは。

○議長（勝畑孟志君） 質問趣旨わかりましたので、事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。委員ご指摘のとおり報告していない生産法人が3件ということで、これは前年度と同じ法人になっております。これに対する法人に対して、私どもは事業終了年度3カ月以内での報告という形になっておりますので、その事業年度の終了に合わせて報告の依頼を重ねて行っております。今現在も報告のほうお願いしておりますのでございます。

また、農業生産の要件を欠くおそれがある法人というのは、去年この説明が終わった後にきちんと残りの3法人、報告書の提出をしていただきまして、要件が欠けて、農業委員会が必要な措置をとるべき案件はありませんでした。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 以上、説明ですけれども。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） そうしますと、これは管理するスパンというのは、4月から、要するに会計年度で管理するわけ。

○事務局（鈴木良宏君） 会計年度で。

○5番（葛田秀治君） そうすると、たまたまおくれできてしまつてと、そういう解釈でよろしいわけですね。わかりました。

○議長（勝畑孟志君） 3番、平戸委員。

○3番（平戸正己君） 4ページ、（2）、これは23年度ではないですか。22年度。

○事務局長（鹿島秀明君） 23年度です。

○3番（平戸正己君） それと5ページ、ここの（1）の、これも23と、これ24年度ですよ。1つ上がっていきますよね。4ページの上の（1）の3段目、23年度の目標、24年度の目標。もう終わっているでしょう。ことしに対しての目標。

○事務局長（鹿島秀明君） わかりました。年度がずれたものと、誤った部分は、（1）のほうは24、それから23です。それと（2）のほうも23です。そのように修正をします。（1）が24。これは23年度活動計画の計画をつくったものに対して評価をしている部分ですので、そのような格好になるかと思えます。訂正します。

○議長（勝畑孟志君） ありがとうございます。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 9ページ、農地情報の整備と共有化のくだりの、先ほど審議の中で前橋委員からもあったのですけれども、所有農地及び耕作地に関する申告書ございますよね。それが実態に合わないというような指摘がありました。ということは、今これ修正になるのですか、更新を行うとなっているのですけれども、これはあくまでも権利者からの提出の情報に基づいて、どういうものをデータベースされているかわからないのですけれども、我々が議案審議するときに出されてくるものというのは、チェックをし、加筆、訂正したものが出てくるのですか、これは。そのまま出てくるという解釈でいいのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 8月の所有農地、耕作地に関する申告書については、あくまで所有者等からの申告、こちらフォーマットになっております。ただし、申請等の際に申し出により修正等の箇所が

ある場合は、内容等を検討して、修正できるものは修正をしております。申し出にないものについて、こちら把握して切れない、そういった状況でございます。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 今事務局の話で大体わかるのですけれども、というのは、自分も含めてなのですけれども、配りますと、大体中身チェックせずにそのまま、変な意味で、義務的にそのまま出て来るとというのが実態だと思うのです。ですから、私は3区になっているのですけれども、我々の目にとまるということはないのです。これ地域、要するに区長さん、地域協力員というのですか、のほうは回収されますから、出てくるまでは我々の目にとまらないわけです。例えば80歳の方が従事日数が200日で出てきたり、そういうのが過去の委員会の中で事例的にありましたですね。ですから、やっぱりこれ何かの方法でそういうことを是正していかないと。時期が来たから出してちょうだいということになってきたら、形骸的になってしまうと思うのです。だからチェックの方法を、負荷はかかりますけれども、我々がチェックするとか、農業委員が直接チェックするとか、これはほかの委員にはブーイングされてしまうと思うのですけれども、そうでもしないと直らないと思うのです、これ。今の事務局のお話のとおりだとすればです。これは参考の意見なのですけれども、別に回答は要りません。

○議長（勝畑孟志君） その辺、事務局、何かありますか。

局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 確かに今葛田委員のおっしゃられたとおり、うちのほうで前年度の申告書を皆さんのほうへお送りします。お送りする方法は、各分区長さんをお願いするものと、各地区の農業者少ないところは直接郵送するようなことございますけれども、あくまでもやはりこれ申告者が、うちのほうがこういうものを変化があったら直してください、訂正してくださいという文書も入れているのですけれども、やられていない方も確かにあります。ただ、どこまでやるかというのは一つございますけれども、あくまでも申告書ですので、私ども去年のものに対して、返ってきたものをチェックしたり、住所の変更があるかないか、そういうものはチェックはしていますけれども、やはりこの土地をお持ちの方がどれだけ真剣に読んで、自分が変わったものやってくれるかというのは確かに課題になっています。だから、そういう点については今後事務局も詰めて、文書を強くしたり、そういう形はとっていきたいと思っています。確かに今おっしゃられるところはうちのほうでも問題になっております。

○議長（勝畑孟志君） 平戸委員。

○3番（平戸正己君） これは強制ではないのですよね。申告ですよね。うちのほうでも四、五反やっけていてもずっと出していない人がいて、では今度は貸し借りしようと思ったら、農業委員会が申告ないからだめだよという人もいます。去年とは合わせるけれども、前のことは全然わからないでしょう。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局長（鹿島秀明君） 今までの台帳は、土地を法務局から全部調べていますので、その台帳に載っているのです。それを耕作しているとか、自分が何日農業に従事しているという項目がございます。そういうところを修正があった場合は直してくださいということを再三お願いしているのですが、言われるとおりのまま返ってきてしまうものとか、そういうものが確かにあります。あくまでも申告になっていますので、うちのほうは今までこういうふうになっています。これを変更があった場合は直してくださいというような文書は入れているのですが、やはり直らないという実態がございます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

3 ページ、遊休農地に関する指導等というのがありますけれども、その中で管内の要活用農地の面積及び筆数で、面積15ヘクタールと、こうなっていますけれども、これはもうちょっと詳しく教えていただきたい。

○事務局（鈴木良宏君） こちらの面積につきましては、経済振興課のほうからの情報になっていますので、細かいものまでは把握してございません。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認の件を議題とします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。

農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を策定したので農業委員会の承認を求めるものでございます。

法令事務でございますけれども、遊休農地に関する措置と現状及び課題。現状につきましては、管内農地面積が3,007ヘクタール、遊休農地面積が411ヘクタール、その割合につきましては13.67%と

いうことをございます。

促進等事務でございますけれども、認定農業者等の担い手の育成及び確保でございますけれども、農家数が1,432戸、うち主業農家が232戸、農業生産法人が5法人となっております。これは先ほどと同じでございます。それで認定農業者が94経営。平成24年度の目標及び活動計画ですが、目標案といたしまして、目標案設定の考え方、相談件数をもとに設定しております。こちらの認定農業者数は3経営となっております。活動計画案にございますけれども、農閑期に認定農業者の見込みのある農家へ個別に制度説明を行うということになっております。

次に、3ページですが、担い手への農地の利用集積、こちらの現状及び課題ですけれども、管内の農地面積は、先ほど来出ていますが、3,007ヘクタール、これまでの集積面積ですが、205ヘクタールです。集積率といたしまして6.82%。課題ですが、農業従事者の減少あるいは高齢化等による耕作放棄地の増加、あるいは大型機械に伴う経費負担の増加ということになってまいります。次に、24年度目標でございますが、集積面積9.3ヘクタール、目標案設定の考え方は、認定農業者1経営当たりほぼ10アールとしたところでございます。活動計画案ですが、リーフレット等を活用して農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度の周知徹底あるいは所有者等を対象にしたアンケートによる意向調査、また農地の利用集積に向けた掘り起こし活動、また担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動等々となっております。

次に、4ページをお願いします。違反転用への適正な対応。現状、管内の農地面積は3,007ヘクタール、違反転用面積は4.9ヘクタール、割合といたしまして0.16%となっております。課題といたしましては、古い事案が多く、既成事実化されておって、なかなか指導の効果がでないというようなこととなります。次に、残土の不法投棄でございますが、所在不明あるいは資金難から農地復元への作業に至らないというケースが多々あります。次の目標及び活動計画案ですが、違反転用の解消面積0.5ヘクタール、目標策定の考えといたしまして、違反転用面積の約1割を見込んでございます。活動計画案といたしまして、是正指導としまして違反転用者に対し是正の指導及び文書による勧告を行う。悪質業者につきましては県に報告して、県との連携によって対応すると。次に、違反転用防止に向けた取り組み、こちらはリーフレットを配布して注意を喚起する。あるいは広報に違反転用の防止の記事を掲載して、市民への啓発活動を行う。また、皆様方によって農地パトロール等の実施を行うといったような状況になると思えます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございせんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 4ページの24年度の目標案、活動計画案です。24年度の解消面積が5ヘクタールとなっておりますけれども、これは袖ヶ浦駅の北側の開発ですか、あれが遊休農地を今開発行為を

されています。それを加味されているのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 加味されておりません。

○22番（渡辺喜一君） 完全に工事が終わってからあれする。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 市街化になっていますので、遊休農地というとらえ方はしてございません。

○22番（渡辺喜一君） そうですか。わかりました。

○事務局長（鹿島秀明君） 今渡辺委員からお話ありました遊休農地面積が411ヘクタールということになっています、管内の。これは市街化区域と調整区域と両方合わせた面積が411ヘクタールということですのでよろしいですね。そのうち農用地区域内遊休農地が約100ヘクタールありますということで、その5%ということでは5ヘクタールになっていると思いますけれども、ですから411ヘクタールのうち農用地区域、調整区域になろうかと思えますけれども、その中の農用地区域にある遊休農地が約105ヘクタールですか、1,105ヘクタールになりますけれども、そのヘクタールの5%ということでは、本来遊休農地を解消して、農地に活用すべき農地が100ヘクタールあるので、その5%という形で5ヘクタールということになっているようです。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第5、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告させていただきます。

ページのほうは議案の6ページからになります。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理いたしましたので、報告をいたします。なお、専決処理期間は平成24年2月1日から2月29日まででございます。

次に、資料の8ページになります。農地法第18条第6号の規定による解約等の通知がありましたの

で、ご報告申し上げます。なお、期間は平成24年2月1日から24年2月29日までとなっております。
報告は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございますでしょうか。

事務局。

○事務局（佐久間 章君） ありません。

○議長（勝畑孟志君） 事務局なし。

委員の方は何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 特にないようでございますので、本日の日程はこれですべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第26回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時30分 閉会